

北本市総合教育会議運営要綱の一部を改正する要綱（案）

北本市総合教育会議運営要綱（平成27年8月27日総合教育会議議決）の一部を次のように改正する。

第8条中「教育部教育総務課」を「企画財政部企画課」に改める。

附 則

この要綱は、令和元年8月22日から施行する。

北本市総合教育会議運営要綱の一部を改正する要綱新旧対照表

(下線は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>(庶務)</p> <p>第 8 条 会議の庶務は、<u>教育</u> <u>部教育総務課</u>において処理 する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第 8 条 会議の庶務は、<u>企画</u> <u>財政部企画課</u>において処理 する。</p>